

令 0 2 原機（科臨） 0 2 4
令和 3 年 3 月 2 6 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書
記載事項の変更届

〔STACYの更新〕

令和 2 年 1 2 月 2 3 日付け令 0 2 原機（科臨） 0 2 1 をもって申請（令和 3 年 3 月 3 日付け令 0 2 原機（科臨） 0 2 3 をもって変更）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 3 条の 3 第 3 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更内容

- (1) 申請書記載事項第5号「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」

(変更前)

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号＊）

期日 自 令和3年 1月21日

至 令和4年 2月 7日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

木村化工機株式会社 尼崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

株式会社三興 東海工場

中星工業株式会社 山梨工場

株式会社三崎内燃機製作所 久里浜工場

株式会社高村興業所 宮島工場

株式会社大谷加工 那須工場

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

機能及び性能の確認に係る検査（第2号＊）

期日 自 令和3年 5月下旬

至 令和4年 2月7日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認
に係る検査（第3号*）

期日 自 令和3年 5月下旬
至 令和4年 2月7日
場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の3第1項

（変更後）

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号*）

期日 自 令和3年 1月21日
至 令和5年 1月31日
場所 富士電機株式会社 川崎工場
木村化工機株式会社 尼崎工場
株式会社スギノマシン 早月事業所
日機装株式会社 東村山製作所
平田バルブ工業株式会社 新潟事業場
株式会社中北製作所（大阪府大東市）
株式会社三興 東海工場
中星工業株式会社 山梨工場
株式会社三崎内燃機製作所 久里浜工場
株式会社高村興業所 宮島工場
株式会社大谷加工 那須工場
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

機能及び性能の確認に係る検査（第2号*）

期日 自 令和3年 5月下旬
至 令和5年 1月31日
場所 富士電機株式会社 川崎工場
株式会社スギノマシン 早月事業所
日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認
に係る検査（第3号*）

期日 自 令和3年 5月下旬

至 令和5年 1月31日

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の3第1項

(2) 申請書記載事項第6号「申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定
時期」

(変更前) 令和4年 2月 7日

(変更後) 令和5年 1月31日

(3) 申請書記載事項第10号「原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究
用等原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければ
ならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法」

(変更前) 原子炉本体を試験のために使用する。ただし、その使用の期間及び方法
は、今後の工事の進捗状況等を踏まえて決定する。使用の期間及び方法を
決定後、使用前確認申請書の変更申請を実施し、内容を追記（変更）する。

(変更後) 使用の期間

自 令和4年11月 1日

至 S T A C Y更新に係る全ての構築物、系統及び機器について、核原
料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第3
項に定められた使用前確認の終了の日

使用の方法

原子炉本体が安定した運転ができることを確認できるまで原子炉本
体を試験のために使用する。

使用に当たっては、原子力科学研究所原子炉施設保安規定に基づき
原子炉を運転する。

(4) 申請書添付書類1「工事の工程に関する説明書」

別添-1に示すとおり添付書類1「工事の工程に関する説明書」の記載の一部を変更する。

(5) 申請書添付書類4「原子炉本体の試験使用を必要とする理由に関する説明書」

別添-2に示すとおり添付書類4「原子炉本体の試験使用を必要とする理由に関する説明書」を追加する。

2. 変更理由

使用前事業者検査に係る工事の進捗に伴い、工事の工程及び期日並びに使用の開始の予定時期を見直したため、当該事項に係る記載を変更する。

また、原子炉本体を試験のために使用する期間及びその方法を決定したため、当該事項に係る記載を追加する。

以上

別添－ 1

添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」の
変更について

添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」について、次のとおり変更する。

【変更前】

(1) STACY更新に係る全体の工事工程

	令和2年		令和3年												令和4年			備 考
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
STACY更新に係る全体工事 (平成30年4月～)																		

(2) STACYの更新（第3回申請）（認可番号：原規規発第 2011187号）

1) 主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

検査対象		検査項目		令和2年		令和3年												令和4年			備 考			
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新（第3回申請）の工事		—																						
原子炉本体	炉心のうち 基本炉心（1）	第1号	該当なし																					
		第2号	炉心構成確認検査							※														
			性能検査							※														
	燃料体のうち ウラン棒状燃料（既設）	第1号	該当なし																		既設のため、工事を伴わない。			
		第2号	該当なし																					
		第3号	適合性確認検査							※														
	原子炉容器のうち 炉心タンク	第1号	材料検査					↔	↔															
			寸法検査							※														
			外観検査							※														
			耐圧・漏えい検査							※														
		据付検査							※															
		第2号	該当なし																					
	原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板フレーム	第1号	材料検査							※														
			寸法検査							※														
			外観検査							※														
			据付検査							※														
		第2号	該当なし																					
	第3号	適合性確認検査							※															
	原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板	第1号	材料検査							※														
			寸法検査							※														
			外観検査							※														
据付検査									※															
第2号		該当なし																						
第3号	適合性確認検査							※																
原子炉容器のうち 実験装置架台、 移動支持架台	第1号	材料検査					←	→																
		据付検査							※															
	第2号	該当なし																						
第3号	適合性確認検査							※																

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

※：令和3年6月以降の検査時期は、今後の工事の進捗状況等を踏まえて決定する。なお、令和3年6月以降の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年			備考		
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
原子炉本体	放射線遮蔽体のうち 炉室(S)の壁、床及び天井	第1号	該当なし																	既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																		
		第3号	適合性確認検査							※											
	その他の主要な事項のうち 起動用中性子源	第1号	材料検査							※											
			据付検査							※											
		第2号	系統作動検査							※											
	第3号	適合性確認検査							※												
計測制御系統施設	計装のうち 核計装のうち 検出器配置用治具	第1号	材料検査				←	→													
			寸法検査					←	→												
			外観検査					←	→												
			据付検査								※										
		第2号	該当なし																		
		第3号	適合性確認検査							※											
	計装のうち 核計装のうち 起動系、 運転系対数出力系、 安全出力系	第1号	該当なし																	既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																		
		第3号	適合性確認検査							※											
	計装のうち 核計装のうち 運転系線型出力系、 盤	第1号	該当なし																	既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																		
		第3号	適合性確認検査							※											
	計装のうち その他の主要な計装のうち 最大給水制限スイッチ、 給水停止スイッチ、 排水開始スイッチ	第1号	材料検査								※										
			寸法検査								※										
			外観検査								※										
			据付検査								※										
		第2号	単体性能検査								※										
			系統作動検査								※										
	第3号	適合性確認検査							※												
計装のうち その他の主要な計装のうち サーボ型水位計、 高速流量計及び低速流量計、 炉心温度計、 ダンプ槽温度計、 ダンプ槽電導度計	第1号	外観検査								※											
	第2号	系統作動検査								※											
	第3号	適合性確認検査								※											
計装のうち その他の主要な計装のうち 監視操作盤、 モニタ盤	第1号	外観検査								※											
	第2号	系統作動検査								※											
	第3号	適合性確認検査								※											
計装のうち その他の主要な計装のうち 炉室(S)放射線量率計、 炉下室(S)放射線量率計、 炉室線量率計盤	第1号	該当なし																	既設のため、工事を伴わない。		
	第2号	該当なし																			
	第3号	適合性確認検査								※											

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。
 ※：令和3年6月以降の検査時期は、今後の工事の進捗状況等を踏まえて決定する。なお、令和3年6月以降の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
		<p>安全保護回路のうち 原子炉停止回路、 安全保護系盤、 スクラム遮断器盤、 主電源盤</p>																	
安全保護回路のうち 原子炉停止回路、 安全保護系盤、 スクラム遮断器盤、 主電源盤	第1号	材料検査																	
		外観検査																	
	第2号	系統作動検査																	
	第3号	適合性確認検査																	
制御設備のうち 制御材のうち 安全板	第1号	材料検査																	
		寸法検査																	
		外観検査																	
	第2号	該当なし																	
	第3号	適合性確認検査																	
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 高速給水ポンプ、 高速給水吐出弁、 高速流量調整弁、 高速給水バイパス弁、 低速給水ポンプ、 低速給水吐出弁、 低速流量調整弁、 低速給水バイパス弁、 急速排水弁、 通常排水弁、 配管、弁	第1号	材料検査																	*1：配管は単体性能検査を実施しない。
		寸法検査																	
		外観検査																	
		耐圧・漏えい検査																	
		据付検査																	
	第2号	単体性能検査*1																	
		系統作動検査																	
	第3号	適合性確認検査																	
計測制御系統施設 制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち ダンプ槽	第1号	材料検査																	
		寸法検査																	
		外観検査																	
		耐圧・漏えい検査																	
		据付検査																	
	第2号	系統作動検査																	
	第3号	適合性確認検査																	
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 安全板駆動装置	第1号	材料検査																	
		寸法検査																	
		外観検査																	
		据付検査																	
	第2号	単体性能検査																	
		系統作動検査																	
	第3号	適合性確認検査																	
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち ガイドピン	第1号	材料検査																	
		寸法検査																	
		外観検査																	
	第2号	該当なし																	
	第3号	適合性確認検査																	

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。
 ※：令和3年6月以降の検査時期は、今後の工事の進捗状況等を踏まえて決定する。なお、令和3年6月以降の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												備考													
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月										
計測制御系統施設	制御設備のうち 未臨界板	第1号	材料検査																										
			寸法検査																										
			外観検査																										
	第2号	該当なし																											
		第3号	適合性確認検査																										
			該当なし																										
	その他の主要な事項のうち インターロック、 警報回路	第1号	該当なし																										
			第2号	系統作動検査																									
				適合性確認検査																									
その他の主要な事項のうち 制御室等のうち 制御室、 制御室外停止スイッチ	第1号	該当なし																											
		第2号	該当なし																										
			適合性確認検査																										
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	主要な実験設備のうち 実験用装荷物のうち 可動装荷物駆動装置	第1号	材料検査																										
			寸法検査																										
			外観検査																										
			据付検査																										
	第2号	単体性能検査																											
		適合性確認検査																											
	その他の主要な事項のうち その他のうち 実験棟A 実験棟B	第1号	該当なし																										
			第2号	該当なし																									
				適合性確認検査																									

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。
 ※：令和3年6月以降の検査時期は、今後の工事の進捗状況等を踏まえて決定する。なお、令和3年6月以降の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。

【変更前】

2) 主要な耐圧部の溶接部に係る検査

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
STACYの更新(第3回申請)の工事		[Solid black bar]																										
原子炉本体	原子炉容器のうち 炉心タンク	適用する溶接施工法、 溶接士の確認					↔																					
		材料検査					↔	↔																				
		開先検査										※																
		溶接作業検査										※																
		非破壊検査										※																
		耐圧検査										※																
		外観検査										※																
計測制御系統施設	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 主配管	適用する溶接施工法、 溶接士の確認																										
		材料検査																										
		開先検査																										
		溶接作業検査																										
		非破壊検査																										
		耐圧検査																										
		外観検査																										

注記1：品質マネジメントシステム検査(第3号)は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。
 ※：令和3年6月以降の検査時期は、今後の工事の進捗状況等を踏まえて決定する。なお、令和3年6月以降の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。

【変更前】

(2) TRACY施設との系統隔離措置（認可番号：原規規発第20073112号）

検査対象		検査項目		令和2年		令和3年							
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
TRACY施設との系統隔離措置の工事		—											
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設のうち 気体廃棄物処理設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	その他の主要な事項のうち その他のうち 真空設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	
	その他の主要な事項のうち その他のうち 燃取補助設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

【変更後】

(1) STACY更新に係る全体の工事工程

	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
STACY更新に係る全体工事 (平成30年4月～)																															

(2) STACYの更新(第3回申請)(認可番号:原規規発第2011187号)

1) 主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新(第3回申請)の工事																																		
原子炉本体	炉心のうち 基本炉心(1)	第1号	該当なし																															
		第2号	炉心構成確認検査																													↔		
			性能検査																											↔		↔		
	第3号	適合性確認検査																												↔				
	燃料体のうち ウラン棒状燃料(既設)	第1号	該当なし																															
		第2号	該当なし																															
		第3号	適合性確認検査																												↔			
	原子炉容器のうち 炉心タンク	第1号	材料検査			↔		↔																										
			寸法検査																											↔				
外観検査																													↔					
耐圧・漏えい検査																													↔					
据付検査																												↔						
第2号		該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板フレーム	第1号	材料検査			↔		↔																											
		寸法検査																											↔					
		外観検査																											↔					
		据付検査																											↔					
	第2号	該当なし																																
	第3号	適合性確認検査																												↔				
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板	第1号	材料検査			↔		↔		↔																									
		寸法検査			↔		↔		↔																									
		外観検査																											↔					
		据付検査																											↔					
	第2号	該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					
原子炉容器のうち 実験装置架台、 移動支持架台	第1号	材料検査			↔		↔		↔																									
		据付検査																											↔					
	第2号	該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					

注記1: 品質マネジメントシステム検査(第3号)は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考											
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
原子炉本体	放射線遮蔽体のうち 炉室(S)の壁、床及び天井	第1号	該当なし																																							
		第2号	該当なし																																							
		第3号	適合性確認検査																																							
	その他の主要な事項のうち 起動用中性子源	第1号	材料検査																																							
		第2号	据付検査																																							
		第3号	適合性確認検査																																							
計測制御系統施設	計装のうち 核計装のうち 検出器配置用治具	第1号	材料検査																																							
			寸法検査																																							
			外観検査																																							
			据付検査																																							
	第2号	該当なし																																								
	第3号	適合性確認検査																																								
	計装のうち 核計装のうち 起動系、 運転系対数出力系、 安全出力系	第1号	該当なし																																							
		第2号	該当なし																																							
		第3号	適合性確認検査																																							
	計装のうち 核計装のうち 運転系線型出力系、 盤	第1号	該当なし																																							
		第2号	該当なし																																							
		第3号	適合性確認検査																																							
計装のうち その他の主要な計装のうち 最大給水制限スイッチ、 給水停止スイッチ、 排水開始スイッチ	第1号	材料検査																																								
		寸法検査																																								
		外観検査																																								
		据付検査																																								
	第2号	単体性能検査																																								
	第3号	適合性確認検査																																								
計装のうち その他の主要な計装のうち サーボ型水位計、 高速流量計及び低速流量計、 炉心温度計、 ダンプ槽温度計、 ダンプ槽電導度計	第1号	外観検査																																								
	第2号	系統作動検査																																								
	第3号	適合性確認検査																																								
計装のうち その他の主要な計装のうち 監視操作盤、 モニタ盤	第1号	外観検査																																								
	第2号	系統作動検査																																								
	第3号	適合性確認検査																																								
計装のうち その他の主要な計装のうち 炉室(S)放射線量率計、 炉下室(S)放射線量率計、 炉室線量率計盤	第1号	該当なし																																								
	第2号	該当なし																																								
	第3号	適合性確認検査																																								

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考						
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
安全保護回路のうち 原子炉停止回路、 安全保護系盤、 スクラム遮断器盤、 主電源盤	第1号	材料検査																																			
		外観検査																																			
	第2号	系統作動検査																																			
	第3号	適合性確認検査																																			
制御設備のうち 制御材のうち 安全板	第1号	材料検査																																			
		寸法検査																																			
	外観検査																																				
	第2号	該当なし																																			
	第3号	適合性確認検査																																			
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 高速給水ポンプ、 高速給水吐出弁、 高速流量調整弁、 高速給水バイパス弁、 低速給水ポンプ、 低速給水吐出弁、 低速流量調整弁、 低速給水バイパス弁、 急速排水弁、 通常排水弁、 配管、弁	第1号	材料検査																																			
		寸法検査																																			
		外観検査																																			
		耐圧・漏えい検査																																			
	据付検査																																				
	第2号	単体性能検査*1																																			
	系統作動検査																																				
第3号	適合性確認検査																																				
計測制御系統施設	第1号	材料検査																																			
		寸法検査																																			
		外観検査																																			
		耐圧・漏えい検査																																			
	据付検査																																				
	第2号	系統作動検査																																			
第3号	適合性確認検査																																				
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 安全板駆動装置	第1号	材料検査																																			
		寸法検査																																			
		外観検査																																			
	据付検査																																				
	第2号	単体性能検査																																			
第3号	適合性確認検査																																				
制御設備のうち 制御材駆動設備のうち ガイドビン	第1号	材料検査																																			
		寸法検査																																			
	外観検査																																				
	第2号	該当なし																																			
第3号	適合性確認検査																																				

*1：配管は単体性能検査を実施しない。

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備 考						
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
計測制御系統施設	制御設備のうち 未臨界板	第1号	材料検査																																		
			寸法検査																																		
			外観検査																																		
		第2号	該当なし																																		
		第3号	適合性確認検査																																		
		第1号	該当なし																																		
	その他の主要な事項のうち インターロック、 警報回路	第2号	系統作動検査																																		
		第3号	適合性確認検査																																		
		第1号	該当なし																																		
その他の主要な事項のうち 制御室等のうち 制御室、 制御室外停止スイッチ	第2号	該当なし																																			
	第3号	適合性確認検査																																			
	第1号	該当なし																																			
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	主要な実験設備のうち 実験用装荷物のうち 可動装荷物駆動装置	第1号	材料検査																																		
			寸法検査																																		
			外観検査																																		
			据付検査																																		
		第2号	単体性能検査																																		
		第3号	適合性確認検査																																		
		第1号	該当なし																																		
	その他の主要な事項のうち その他のうち 実験棟A 実験棟B	第2号	該当なし																																		
		第3号	適合性確認検査																																		
第1号		該当なし																																			

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

【変更後】

2) 主要な耐圧部の溶接部に係る検査

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新（第3回申請）の工事		[黒塗り]																																
原子炉本体	原子炉容器のうち 炉心タンク	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査*1 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															*1：既に技術基準への適合が確認された溶接施工法及び溶接士によって実施するため、あらかじめ確認すべき事項に係る検査（溶接施工法、溶接士）は、要さない。
		適用する溶接施工法、溶接士 の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															
計測制御系統施設	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 主配管	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															
		適用する溶接施工法、溶接士 の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

【変更後】

(2) TRACY施設との系統隔離措置（認可番号：原規規発第20073112号）

検査対象		検査項目		令和2年		令和3年							
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
TRACY施設との系統隔離措置の工事		—											
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設のうち 気体廃棄物処理設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	その他の主要な事項のうち その他のうち 真空設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	
	その他の主要な事項のうち その他のうち 燃取補助設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

別添－2

添付書類4「原子炉本体の試験使用を必要とする理由
に関する説明書」の追加について

添付書類4「原子炉本体の試験使用を必要とする理由に関する説明書」について、次のとおり追加する。

原子炉本体の試験使用を必要とする理由に関する説明書

S T A C Yの更新に伴い新設、改造した設備・機器に関し、原子炉本体が安定した運転ができることを確認するため、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」に規定された試験使用（第3条の4第1号）を適用することが必要となる。

試験使用を適用し、原子炉施設の性能に関する検査のうち、原子炉を運転しなければ確認できない以下の項目の検査を行う。なお、使用に当たっては原子力科学研究所原子炉施設保安規定に基づき原子炉を運転する。

a. 初回臨界検査

炉心タンク内に軽水を段階的に給水し、水位を上昇させることにより、原子炉が水位 40 cm から 140 cm の範囲内で臨界を達成し、臨界を維持できることを確認する。

b. 反応度添加率検査

原子炉の臨界水位における水位反応度を測定し、その水位反応度と水位上昇速度から反応度添加率を求め、所定の核的制限値を満足することを確認する。

c. 最大添加反応度検査

原子炉の臨界水位における水位反応度を測定し、その水位反応度と、給水停止の評価水位と臨界水位との差の積より最大添加反応度を求め、所定の核的制限値を満足することを確認する。

d. 最大過剰反応度検査

原子炉の臨界水位における水位反応度を測定し、その水位反応度と、給水制限の評価水位と臨界水位との差の積より最大過剰反応度を求め、所定の核的制限値を満足することを確認する。

e. ワンロッドスタックマージン検査

原子炉臨界状態において、安全板 1 枚を残し、残りの安全板を落下させ、中性子実効増倍率を測定し、所定の核的制限値を満足することを確認する。

f. 可動装荷物駆動装置の反応度値及び反応度添加率検査

炉心内に可動装荷物が挿入されていない状態での原子炉の臨界水位における水位反応度を測定する。この水位反応度と、可動装荷物が炉心内に挿入されていない場合と全挿入した場合との臨界水位の差の積により、可動装荷物駆動装置の反応度値を求める。また、測定した可動装荷物が炉心内に挿入されていない場合の臨界水位と求められた可動装荷物駆動装置の反応度値及び可動装荷物駆動装置の駆動速度から反応

度添加率を計算により求める。反応度価値及び反応度添加率が所定の核的制限値を満足することを確認する。

g. 原子炉停止余裕検査

原子炉の臨界状態において、全安全板を落下させ、中性子実効増倍率を測定し、所定の核的制限値を満足することを確認する。

h. スクラム検査

炉心タンクに軽水を給水し、一定水位の状態では安全板を落下させ、挿入時間を測定し、所定の性能を満足することを確認する。

当該検査において、安全板の挿入時間については、安全保護系の検知器が運転時の異常な過渡変化又は地震を検知してから原子炉停止系を作動させるまでの時間を含めて、スクラム項目毎に所定の性能であることを確認する。

i. 熱出力確認検査

安全保護系盤の安全出力系において任意の熱出力で原子炉の校正運転を行い、最大熱出力（200W）で運転できることを確認する。

j. 線量当量率及び放射性物質濃度の測定検査

安全保護系盤の安全出力系において熱出力約 50W で原子炉を運転し、各測定場所の線量当量率及び放射性物質濃度を測定する。この測定値と、（最大熱出力）／（検査時の出力）の積により線量当量率及び放射性物質濃度を求め、基準値内であることを確認する。